定款案

第1章総則

(名称)

第1条この法人は、特定非営利活動法人 Klef と称する。

(事務所)

第2条この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章目的及び事業

(目的)

第3条この法人は、学生を中心とする市民一般に対し、創作及びものづくりを通して自分らしさを表現することを支援する事業を行い、性別や障がいの有無を問わず、誰もが自分らしくいられる社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動